

第二十四回 参議院決算委員会会議録第十号

昭和三十一年三月二十二日(木曜日)午後二時二十二分開会

委員の異動

三月十六日委員齋藤昇君及び佐藤清一郎君辞任につき、その補欠として岡田信次君及び石村幸作君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 田中 一君
理事 青柳 秀夫君
紅露 みつ君
白井 勇君
大倉 精一君

委員

小澤久太郎君
古池 信三君
西川弥平治君
笹森 順造君
白川 一雄君
最上 英子君
安部キミ子君
近藤 信一君
山田 節男君
島村 軍次君
市川 房枝君

政府委員

自治庁長官官房会計課長 石渡猪太郎君

事務局側

常任委員 池田 修藏君
会専門員

説明員

自治庁財政部財政課長 柴田 謙君
会計検査院 池田 直君
事務総長 大澤 實君
会計検査院事務局長 大澤 實君
総局第一局長

本日の会議に付した案件

○本委員会の運営に関する件
○会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○昭和二十九年年度一般会計歳入歳出決算(内閣提出)

○昭和二十九年年度特別会計歳入歳出決算(内閣提出)

○昭和二十九年年度国税収納金整理資金受払計算書(内閣提出)

○昭和二十九年年度政府関係機関決算書(内閣提出)

○委員長(田中一君) ただいまから第十回決算委員会を開会いたします。議題に入る前に報告申し上げたいことやお諮りしたいことがござります。

まず委員の変更を御報告いたしませう。去る三月十六日には委員佐藤清一郎君、齋藤昇君の辞任に伴いまして、石村幸作君、岡田信次君が補欠として選任されました。

本日理事会において申し合せました事項は次の通りであります。本日の委員会日程に関する件であります。これは別紙お手元に配付した通りであります。

次は、次回の委員会の日程に関する件であります。次回は二十九日午後一時から日本開発銀行関係、管財局関係、国有財産増減及び現在額総計算書外一件の審議を行います。

以上、理事会で申し合せた通り取り計らうことに御異議ございませんか。

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めましてさよう取り計らうことにいたします。

次に付託中の案件についてはお手元に配付した報告書の通りでございます。

○委員長(田中一君) では本日の議題に入ることにいたします。

まず会計検査院法の一部を改正する法律案を議題といたします。

ただいま出席の方は、会計検査院事務総長池田君、小沢法規改善課長の両名でございます。本日はまず検査院から本法案の内容について詳細な補足説明を聴取することにいたします。

○説明員(池田直君) ただいま議題になっております会計検査院法の一部を改正する法律案につきまして、私から御説明を申し上げます。

今回会計検査院法の一部を改正するに至りました事由につきましては、先内閣官房長官から一応御説明がありました通り、今回物品管理法が別途提案されておりまして、新たにこの法案が成立するということになりまして、会計検査院法もこれに伴いまして改

正する要がございましたので、会計検査院法の一部改正法案が提案された次第でございます。

会計検査院法の一部を改正する関係の条章につきましては、すでにお手元でごらんのように、第二十一条、第二十二條、第二十三条、第二十九条、第三十二條、それに付則ということになっておりますので、便宜、委員長から詳細説明せよとお話でございますので、逐条的に御説明申し上げます。

まず院法第十一条の改正の関係でございます。院法第十一条は検査官会議で議決すべき事項を規定したものでございまして、同条の第六号は国の出納職員の出納責任の検定、公社などの出納職員の出納責任の検定などが検査官会議の議決事項である旨を規定いたしておりますが、今回物品管理法の付則によりまして、予算執行職員等の責任に関する法律の一部が改正されましたので、公社等の現金出納職員の出納責任と公社等の物品管理職員の出納責任とが別個に規定されることになりました。新たに予算執行職員の出納責任の關係の、予算執行職員等の責任に関する法律十一条が新設されたことになりましたので、この新設された十一条の規定による公社などの物品管理職員の出納責任の検定及び再検定が検査官会議議決事項とならなければならないので、会計検査院法十一条の今回の改正によりまして、これを検査官会議議決事項とするというものを規定したものでございます。

〔委員長退席、理事青柳秀夫君着席〕

次に、会計検査院法第二十二條、第二十三條の改正につきまして御説明申し上げます。会計検査院法第二十二條は、会計検査院の検査しなければならぬ事項、すなわち必要検査事項を規定したものでございます。第二十三條は会計検査院が必要と認めるとき、または内閣から請求のあったときに会計検査院が検査をする事項、言いかえれば申し上げますれば、任意検査事項ということにいたしてございまして、従来国の所有する物品は会計検査院の任意検査事項となっております。すなわち会計検査院が必要と認めるときに検査をやるということに建前がなっております。このことは、国の所有する物品がその数が非常に膨大である。使用させることを目的とするもので、その管理の態様も物品につきましては区々である。こうしたことのために、会計検査院法では任意検査事項としておくのが適当と考えられておりました。以上のように規定してございまして、しかし実際には昭和二十二年五月、国の所有する物品につきましては会計検査院の検査に付する旨の決定をいたしました。現在検査をいたして参っております。今回これを法律上必要検査事項といたすことになりましたのは、物品管理法におきまして、政府が物品の増減及び現在額総計算書を作成いたしました。会計検査院の検査を経て国会にこれを提出するというこ

とにいたしましたので、会計検査院法におきましてもこれを会計検査院の必要検査事項とすることが適当であると考へた次第で、二十二条並びに二十三条の改正をいたしました次第でございます。

次に院法第二十九条の改正でございます。会計検査院法第二十九条は、会計検査院が決算検査報告に掲記しなればならない事項を規定したものでございまして、今回の改正は、さきに述べました会計検査院法第十一条の改正と全く同趣旨の理由によりました改正でございます。

○安部キミ子君 防衛庁の在庫品はこの管理法の対象になりますか。なるとすればその莫大な在庫数は検査院は確認しておられますか、どうですか。

○説明員(池田直君) 今の御質問の防衛庁の膨大な物品でございますが、これは会計検査院の対象になると考へております。ごく細部の事項につきましては、あるいはいろいろ物品管理法の施行に伴いまして政令等がございまして、多少あるいは違ってくる関係もできるかと考へられないこともありませんが、大体検査院の検査の対象に全部なる、現在も検査を行なっております。

○安部キミ子君 それで第二の質問ですが、その莫大な在庫品は検査院は確認しておられますか。

○説明員(池田直君) 現在できる限り検査を十二分に行いまして、確認いたしております。

○安部キミ子君 そのように確認しておられながら、防衛庁の在庫品についてはいろいろ不詳事件が起っているんですが、その点はどういう原因でそういうことになっているのでしょうか。

○説明員(池田直君) 大へんごもつともな御意見に存じますが、会計検査院にいたしましたも十二分に検査は行なっておりまして、やはりまあ各省にも相当の資材等もございまして、あるいは機械等もございまして、検査をい検査院といたしましてはできる限り、現在の権限なり職員をもちましてやっているのだから、やはり各省でも検査院の方で不正の、あるいは不当事項の防止ができないような状況に、防衛庁に同じ意味合いにおきまして、会計検査院も十二分にそれを防止できない現状にあると、こうお答え申し上げねばならないかと考へます。

○安部キミ子君 そこで私が先日小郡の自衛隊を視察しましたときに、ちょうど雨の激しい最中でしたときに、ちょうどその状況を見ますと、ジープだとかトラクターだとか、その他いろいろな機械類が雨ざらしになっていて、何の雨よけの設備もなくはってたら、かという感じが受けたのですが、こういうときに会計検査院は、あるものうをただ調べて教を合やすということだけではなくて、そのような実態にあるというところは、国の財産として非常に粗末な扱いだと思ふのですが、そういう点についてはいろいろ注意とか、あるいはそれに対する処置とかをするために、進言が勧告かなさるようなことはありませんか。

○説明員(池田直君) 役所の管理いたしておりますジープとかトラクターとか、そういった装備品の管理についての御意見でございますが、会計検査院といたしましては、まあ一時は特に

要件につきましては改正が同時に行われることになりましたので、会計検査院法におきましてもこれに伴う改正を行う必要を生じた次第でございます。以上、簡単にございまして、これをもちまして私の説明といたします。

○理事(青柳秀夫君) それでは御質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○安部キミ子君 防衛庁の在庫品はこの管理法の対象になりますか。なるとすればその莫大な在庫数は検査院は確認しておられますか、どうですか。

○説明員(池田直君) 今の御質問の防衛庁の膨大な物品でございますが、これは会計検査院の対象になると考へております。ごく細部の事項につきましては、あるいはいろいろ物品管理法の施行に伴いまして政令等がございまして、多少あるいは違ってくる関係もできるかと考へられないこともありませんが、大体検査院の検査の対象に全部なる、現在も検査を行なっております。

○安部キミ子君 それで第二の質問ですが、その莫大な在庫品は検査院は確認しておられますか。

○説明員(池田直君) 現在できる限り検査を十二分に行いまして、確認いたしております。

○安部キミ子君 そのように確認しておられながら、防衛庁の在庫品についてはいろいろ不詳事件が起っているんですが、その点はどういう原因でそういうことになっているのでしょうか。

○説明員(池田直君) 大へんごもつともな御意見に存じますが、会計検査院にいたしましたも十二分に検査は行なっておりまして、やはりまあ各省にも相当の資材等もございまして、あるいは機械等もございまして、検査をい検査院といたしましてはできる限り、現在の権限なり職員をもちましてやっているのだから、やはり各省でも検査院の方で不正の、あるいは不当事項の防止ができないような状況に、防衛庁に同じ意味合いにおきまして、会計検査院も十二分にそれを防止できない現状にあると、こうお答え申し上げねばならないかと考へます。

○安部キミ子君 そこで私が先日小郡の自衛隊を視察しましたときに、ちょうど雨の激しい最中でしたときに、ちょうどその状況を見ますと、ジープだとかトラクターだとか、その他いろいろな機械類が雨ざらしになっていて、何の雨よけの設備もなくはってたら、かという感じが受けたのですが、こういうときに会計検査院は、あるものうをただ調べて教を合やすということだけではなくて、そのような実態にあるというところは、国の財産として非常に粗末な扱いだと思ふのですが、そういう点についてはいろいろ注意とか、あるいはそれに対する処置とかをするために、進言が勧告かなさるようなことはありませんか。

○説明員(池田直君) 大へんごもつともな御意見に存じますが、会計検査院にいたしましたも十二分に検査は行なっておりまして、やはりまあ各省にも相当の資材等もございまして、あるいは機械等もございまして、検査をい検査院といたしましてはできる限り、現在の権限なり職員をもちましてやっているのだから、やはり各省でも検査院の方で不正の、あるいは不当事項の防止ができないような状況に、防衛庁に同じ意味合いにおきまして、会計検査院も十二分にそれを防止できない現状にあると、こうお答え申し上げねばならないかと考へます。

○安部キミ子君 そこで私が先日小郡の自衛隊を視察しましたときに、ちょうど雨の激しい最中でしたときに、ちょうどその状況を見ますと、ジープだとかトラクターだとか、その他いろいろな機械類が雨ざらしになっていて、何の雨よけの設備もなくはってたら、かという感じが受けたのですが、こういうときに会計検査院は、あるものうをただ調べて教を合やすということだけではなくて、そのような実態にあるというところは、国の財産として非常に粗末な扱いだと思ふのですが、そういう点についてはいろいろ注意とか、あるいはそれに対する処置とかをするために、進言が勧告かなさるようなことはありませんか。

○説明員(池田直君) 役所の管理いたしておりますジープとかトラクターとか、そういった装備品の管理についての御意見でございますが、会計検査院といたしましては、まあ一時は特に

○安部キミ子君 私はたまたまこの間の視察の途中で小郡をたずねて、そういうことを目撃したのですけれども、あの一事から推してみても、おそらく日本のたぐいさんの自衛隊にこういう現象があるのじゃないかと思うのです。そうでなければいろいろな、決算委員会が指摘されているような不要不急の品を買ったり、あるいはむだな金を使ったりということは起らないと思っております。そういう点でただ小郡を対象にしてあなたが調査なさるといふことよりも、自衛隊全体の管理といふふうなことに十分御注意を払っていただきたい、こういうふうに考へます。

○説明員(池田直君) ただいまの御趣旨よくわかりました。検査院といたしましては、ただいまお示しのような御趣旨で検査を十分今までに行なっておりますつもりでございますが、なおさら一そう徹底するようにいたしたいというふうに考へます。

○理事(青柳秀夫君) 私から一つ御質問申し上げますが、会計検査院法の一部を改正する法律案は、御説明にもありましたが、それに伴って改正されるので、それに伴って改正される。そこで御伺いしたいのは、物品管理法といたしましては、これは今大蔵委員会にかかっているようでありますが、その趣旨は、結局やはり物品管理法というものを適正にして、不正不当というものを適正にして、不正不当という点にあるのだと思うのでありますが、それではこの物品管理法というものを制定されるに付いて、全然会計検査院と関係なしにこの法案ができたのか、あるいは内容等についても、会計検査院の方と関係する御協議があつてきたものか、あるいは会計

○安部キミ子君 私はたまたまこの間の視察の途中で小郡をたずねて、そういうことを目撃したのですけれども、あの一事から推してみても、おそらく日本のたぐいさんの自衛隊にこういう現象があるのじゃないかと思うのです。そうでなければいろいろな、決算委員会が指摘されているような不要不急の品を買ったり、あるいはむだな金を使ったりということは起らないと思っております。そういう点でただ小郡を対象にしてあなたが調査なさるといふことよりも、自衛隊全体の管理といふふうなことに十分御注意を払っていただきたい、こういうふうに考へます。

○説明員(池田直君) ただいまの御趣旨よくわかりました。検査院といたしましては、ただいまお示しのような御趣旨で検査を十分今までに行なっておりますつもりでございますが、なおさら一そう徹底するようにいたしたいというふうに考へます。

○理事(青柳秀夫君) 私から一つ御質問申し上げますが、会計検査院法の一部を改正する法律案は、御説明にもありましたが、それに伴って改正されるので、それに伴って改正される。そこで御伺いしたいのは、物品管理法といたしましては、これは今大蔵委員会にかかっているようでありますが、その趣旨は、結局やはり物品管理法というものを適正にして、不正不当というものを適正にして、不正不当という点にあるのだと思うのでありますが、それではこの物品管理法というものを制定されるに付いて、全然会計検査院と関係なしにこの法案ができたのか、あるいは内容等についても、会計検査院の方と関係する御協議があつてきたものか、あるいは会計

検査院の方から積極的に、今のは困るから新しいものを作れというような御意思でこの法案が出てきたのか、その点についてのお話が伺いたいと思えます。

○説明員(池田直君) 物品管理法が制定されました理由につきましては、ただいま青柳さんのお話の通り、物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理をはかるというのが、この物品管理法ができました理由でございます。

なおこれができますまでのいきさつにつきましては、会計検査院と大蔵省との関係でございますが、御承知の通り物品会計規則が明治憲法の時代にできましたものでございますので、幾多今日まで不備な点も多かったので、決算委員会でもたびたび御指摘もあり、物品管理法の制定につきましてはすみやかに改善しろという強い御意見もありました。検査院といたしましては、御趣旨の点等もございまして、大蔵省に別に文書をおもちまして要請したわけではございませんが、口頭をおもちまして、機会あるごとに大蔵省に、物品会計の規則の整備につきましてすみやかに実現をみるように努力してほしいという事は申し上げておりました。

なおこの物品管理法が制定されるまでの事務的関係でございますが、大蔵省からも熱心に会計検査院に意見等を聞いてきてまして、検査院といたしましては、この関係の担当者が進んで大蔵省の質問等に対しまして熱心に受け答えいたしましたので、そうして物品管理法も現在ではこの程度の法案が一番よからうというところに意見が大体一致してきております。

経過をざっと申し上げますと以上の通りでございます。

○理事(青柳秀夫君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

(理事青柳秀夫君退席、委員長着席)

○委員長(田中一君) 速記をつけて。では会計検査院法の一部を改正する法律案の審議は、一応きょうはこの程度にとどめておきます。

○委員長(田中一君) 次に、昭和二十九年年度一般会計歳入歳出決算

昭和二十九年年度特別会計歳入歳出決算

昭和二十九年年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和二十九年年度政府関係機関決算書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

を議題に供します。

まず自治庁の部を審議いたします。

会計検査報告批難事項は第三十二号であります。本件に關し出席の方は、検査院大澤第一局長、柴田自治庁財政課長、石渡官房会計課長であります。

まず自治庁の部を審議いたします。

○説明員(大澤實君) 検査報告の六十七ページに書いてあります「地方交付税交付金の交付が均衡を欠いたと認められるもの」というのについて御説明申し上げます。

御承知の通り、二十九年年度の地方交付税は総額千二百五十六億であります。そのうち富裕な四道府県を除いた四十二道府県に交付された普通交付税が七百八十三億六千余万円であります。

が、この交付は御承知の通り、人口数とか道路の面積とか、その他いろいろな各県政の基準となる数値をもとにしまして、それに一定の金額をかけたりして計算いたしましたところの各道府県の基準財政収入額をそれぞれ基準財政需要額、これを算出して、その不足額を算出して、そうしてこの七百八十三億をそれぞれ不足額に按分して各道府県に配分するということになっておるのであります。会計検査院におきまして、四十二道府県のうち、約八割に當る三十四道府県について、それぞれの数値を出したところの基礎となるいろいろな資料を点検いたしましたところ、ここに掲げてありますように、いろいろな数値の取り方の違い、あるいは数値は正しくとも、その計算の間違い、計算の集計の間違い、その他いろいろな違いがありまして、三十四道府県、それぞれ全部にわたりました計算の誤謬がありました。それをもとにして計算いたしました。財源不足を過大に計上したと認められるものが、総額で二十四道府県、一億一千八百余万円、財源不足を過小に計上したと認められるものが十道府県、四百六百余万円というようないくつか出てきております。これは交付税の総額は当然支出の義務を負うものでありますから、こうした違いがありまして、国費の面から見ますれば余分に出したとかあるいは少く出したということにはならないのであります。出した金を各道府県に配分する場合には、当然総理府令に従いました配分基準によりまして正確に計算すべきであるものが、その計数のとり方のために、ある県は非常にたくさん交付税をもらっている

結果になって、ある県は少くもらっている結果になっているというところに、均衡を欠くこととは総理府令にもとる、妥当なことではないと認めまして、ここに検査報告として掲げてある次第であります。

なお同じくこの特別会計から支出しておりますところの揮発油税の譲与金、これは各道府県と五大市に、その道路面積に応じて配分することになっておるのでありますが、これもその道路面積の計算に違いがありまして、検査しました結果によりまして、道路面積を過大に計上したものが東京都外九府県で、その面積が四百五百万平米余、それから過小に計上したものが北海道外十三県一市、これが二百九十八万平米余というように道路面積が過大または過小に計算されておりました。その結果、総額においての譲与金の額は、同から出す金額は異同がなくとも、各道府県あるいは五大市の受け取る金額がそれぞれ違っています。こういう結果になっておられます。そのうち特にこれはだいたいは大蔵と東京を見ましたところ、東京では過大に譲与されたと認められる金額が百二十八万円、大阪では同じく過大に譲与されたと認められる金額が一億七千七百万円ということになっておりました。これは会計検査院から自治庁の方に照会しました結果、自治庁の方でそれぞれ減額して再配分してあるわけでありまして、そのほかにもこうした過大または過小と認められた分は、地方交付税の分も揮発油譲与金の分も含めて、二十九年年度において配分訂正できるものは訂正いたしました。そうでないものは

は三十九年度のそれぞれの配付のときにそれぞれ訂正の処置をとって、処置は終っております。

以上、簡単にありますが……。

○委員長(田中一君) 次に自治庁側から説明をお願いします。

○政府委員(石渡猪太郎君) ただいま検査院から御説明のありました昭和二十九年年度地方交付税交付金及び揮発油税譲与金の交付額についての会計検査院の検査の結果、錯誤につきましては、ただいま御指摘の通りでございます。はなはだ遺憾に存じておる次第でございます。錯誤につきましては、地方交付税法第十九条第一項の規定によりまして、この昭和三十一年度の普通交付税の決定の際に是正の措置をとったのでございます。決定の間に合いませんものにつきましては、昭和三十一年度の普通交付税の決定の際に是正することにしたしております。また揮発油譲与税の錯誤につきましては、地方道路譲与税法第五条及び付則第三項の規定によりまして、今後譲与すべき地方道路譲与税譲与金におきまして是正の処置をとることにならしておきます。

これらの錯誤を生じた原因といたしましては、補正係数の適用を誤るなど、算定方法の誤解に基くもの、それから算定に用いる台帳の整備が十分でないもの、単純な計算間違いのもの等が考えられるのでありますが、自治庁といたしましては、これらの錯誤の絶滅を期しますために、算定の技術的な点について明確化をはかりますとともに、算定資料の作成について、事前に各道府県の主管課長会議並びに事務担当者説明会等を開催いたしました。

は三十九年度のそれぞれの配付のときにそれぞれ訂正の処置をとって、処置は終っております。

て、理解を得ることに努めますと、また資料を検収いたしますに当り、また資料を検収いたしますに当り、誤まりのないように努めて参つた次第でございます。また市町村部につきま

て、理解を得ることに努めますと、また資料を検収いたしますに当り、また資料を検収いたしますに当り、誤まりのないように努めて参つた次第でございます。また市町村部につきま

て、理解を得ることに努めますと、また資料を検収いたしますに当り、また資料を検収いたしますに当り、誤まりのないように努めて参つた次第でございます。また市町村部につきま

た、理解を得ることに努めますと、また資料を検収いたしますに当り、また資料を検収いたしますに当り、誤まりのないように努めて参つた次第でございます。また市町村部につきま

た、理解を得ることに努めますと、また資料を検収いたしますに当り、また資料を検収いたしますに当り、誤まりのないように努めて参つた次第でございます。また市町村部につきま

た、理解を得ることに努めますと、また資料を検収いたしますに当り、また資料を検収いたしますに当り、誤まりのないように努めて参つた次第でございます。また市町村部につきま

が非常に不備でありまして、この道路台帳の不備に基く錯誤というものが相当ございます。これも台帳は逐次整備されておりますけれども、なおまだ不完全なものがございしますので、こういうところに大きな錯誤の原因があるかと私たちは考えております。またそれを是正するように努力をいたしております。

が非常に不備でありまして、この道路台帳の不備に基く錯誤というものが相当ございます。これも台帳は逐次整備されておりますけれども、なおまだ不完全なものがございしますので、こういうところに大きな錯誤の原因があるかと私たちは考えております。またそれを是正するように努力をいたしております。

が非常に不備でありまして、この道路台帳の不備に基く錯誤というものが相当ございます。これも台帳は逐次整備されておりますけれども、なおまだ不完全なものがございしますので、こういうところに大きな錯誤の原因があるかと私たちは考えております。またそれを是正するように努力をいたしております。

も交付税の額を増したり減らしたりしたというふうなことをしたことがないかと、こう自信を持って言われませんか。

も交付税の額を増したり減らしたりしたというふうなことをしたことがないかと、こう自信を持って言われませんか。

も交付税の額を増したり減らしたりしたというふうなことをしたことがないかと、こう自信を持って言われませんか。

も交付税の額を増したり減らしたりしたというふうなことをしたことがないかと、こう自信を持って言われませんか。

も交付税の額を増したり減らしたりしたというふうなことをしたことがないかと、こう自信を持って言われませんか。

も交付税の額を増したり減らしたりしたというふうなことをしたことがないかと、こう自信を持って言われませんか。

の出雲村の問題につきましても、会計検査院が指摘されて、そうしてこの国会でも問題になっておりながら、結果とすればそういうふうな間違ったいき方も何でもないことだ、これがいわゆる代議士の政治力のえらさだというふうで考えているのです。そういう点についてあなた方はその責任をどういうふうで考えておられますか。

○説明員(柴田護君) 御指摘のお話は、災害の国庫補助金じゃないかと思えます。交付税につきましても、災害につきましても、財政収入の不足部分を補てんしたり、あるいは災害によります特別財政需要を見て参っておりますけれども、交付税に關しまして一村に億をこすような金がいった覚えはございません。

○安部キミ子君 そうしますと、八月の中旬ごろまで自治庁では大体原案ができる、こういふふうにおしやいましたが、それ以後においてこの金額が多くなったり少くなったりということはありませんか。

○説明員(柴田護君) さようなことはございません。通常の場合は八月三十日におきまして、八月中におきまして普通交付税の額をきめます。それ以後におきまして交付税の総額がふえたり減ったりいたしました場合には、各地方団体の配分額を変更いたしますが、これは昨年度のような例外的場合でございまして、通常の場合にはございません。

○安部キミ子君 そうしますと、この自治庁のお話では、自治庁は正しくやっているのだと、こういふふうで積り明かされているのだと思えます。まあ一応それをすなへに受け入れたとい

しまして、会計検査院の方で指摘しておられますところのあやまちを今後防止するために、自治庁は事前にどんなふうな指導をなさったのですか。

○説明員(柴田護君) 数年来この問題は常々本院の委員会でも御叱正を受け、会計検査院からもいろいろおしかりを受け、また御鞭撻いただいておりますのであります。二、三年前から市町村分につきましては監査要領というものをこしらえまして、それによりまして県の職員に委任をいたしまして、検査をさせ、その結果の復命を待ちまして現地に自治庁の職員等が参りましてさらに再検査するという方法をとっております。それから県の方に参りましては、会計検査院でも調べを受けるかたわら、私どもの方でも実地につきまして計算をやっております。ただ問題の本質は、やはり計算方法というものをよく理解せしめるということが一番大事なのであります。そのために、先ほども申し上げましたように、計算方法を説明してから計算にかかるとの間にある程度の時間的余裕を置くことが必要だ。去年は従来二週間のやつを三週間に延ばしたのであります。これもなるべく早く計算方法を明らかにして、そういうふうに計算に間違いのないように、つまり検査をする期間を与える、期間をもちたい、こういうふうで考えておる次第であります。

○安部キミ子君 それであなたの方では万全を期して交付しておられるけれども、このような間違いが起きたことについて、その事後の審査ですね、自分たちが与えた金かどうかに正しく使われたかという審査は、どういふ

うな検査をしておりますか。

○説明員(柴田護君) この金は何に使つてもいい金でございます。地方へ国から出す金でございます。国の国税三税の一定部分でございますが、その実体は地方団体の一般の税金と交り、つまり一般財源でございます。その使途につきましてはこれは検査をする筋はございません。

○安部キミ子君 使途でなしに、知事がそれを交付しますね。しましてもこのように不当事項としてあげられてい

ついであなたの方で検査しておられるでしょう、どういふふうで検査をしておりますか。

○説明員(柴田護君) 会計検査院の御指摘を受けた部分につきましては、さらにその御指摘に基づきまして、さういふその算定資料を見直します。さうして誤まりが確認されたものにつきましては、その誤まりの原因をつきとめて、さうしてその翌年あるいは翌翌年において直していくわけでありま

す。それでもしその誤まりが虚偽もしくは作爲のものであります場合には、三項の規定を適用するわけでございますが、その適用の場合は現在までまだございません。

○委員長(田中一君) ちょっと私から伺いますが、字句の書き写しの間違いとか、そらばん違いなんというものは、はなはだ無責任きわまるものなんです。あなたの下僚の職員が、こういうものを年々やっておる熟練者が、さういふ答弁は答弁にならぬと思うのです。これは人間ですから間違いはあるでしょうけれども、これだけの

のが全部その書き写しの間違いとか計算の違いかいいうことで、答弁らしい答弁じゃないと思うのですが、実際にさういふような能力のない職員を使つておるのですか、自治庁は。

○説明員(柴田護君) この交付税の計算は、計算をいたしますのは各地方団体がございまして、各地方団体が計算をいたしましたものを、自治庁におきましてこれを検修し検査するわけでございます。検査をする際に単純な、おっしゃるような単純な計算間違い等のものにつきましても発見できるものもございまして、ところがその基礎になりますところのデータを、たとえば指定統計によつておるとかあるいは道路台帳によつておるとかいつたものにつきましては、台帳までかいついでくるわけには参りませんので、さういふようなものは遺憾ながら私の方では間違いが

発見できない。検査院では現地につきまして台帳と実数を照らし合されたり、あるいはその指定統計と現実とを照らし合されたりというふうなことをやつて参るわけでありま。またそのために台帳が整備されあるいは統計も整備されていくという反面の効果も非常に上つておるわけでありま。ここ数年來、さういふ台帳の整備というものは現実に非常に進んでおる。私たちにももちろん検収いたします場合見誤りとも申しますが、間違いが、当然発見すべき間違いを発見しなかつたというふうなものもございまして、御指摘のように、長年さういふ検収事務に従事しておりながらその誤りを発見できなかったかと言われますれば、まことに申しわけないのでございますけれども、さういふような発見できない部分

も相当あると、発見できる部分につきましても、逐次件数は減つて参つておりますけれども、なお見落としがあるというふうな実情でございまして、まあその点につきましましては今後とも十分注意いたしたいと思います。

○委員長(田中一君) 会計検査院は、毎年毎年さういふものがありましたか。

○説明員(大澤實君) この地方交付税交付金の前身といひますか、前に平衡交付金を出しております当時からありまして、これは二十八年の検査報告にも、たしか二十七年の検査報告にも掲げてあつたと記憶いたしております。大体調べてみますと、まあ相当間違いがあることはここに書いてある通りであります。

○委員長(田中一君) さうすると自治庁に伺いますが、地方から自分の方でらいつたといふものですね、これがらいつたといふものと資料が出て、それによつてあなたの方でチェックして額をきめるといふ方針をとつておるのですか。

○説明員(柴田護君) これは法律並びに総理府令によりまして算定方法がきまつております。その算定方法によりまして一銭一厘間違なく地方団体に計算して送つて参ります。それをもう一ぺんその基礎に基いて、正しい計算を行なつておるかどうかということをおられたい。実際には額をきめます前に一ぺん検査するわけでありま。さういふ方法によつております。

○委員長(田中一君) さうしますと会計検査院が間違いをしでかしているということになるのです。地方から出している資料というものを立証する基

礎

準がありながら、それを間違つて判定を下すということになると、自治庁の、ほかの役所の間違いを会計検査院でまた間違つて判定するということになる形ですね。結局、あなたの方でその間違いを指摘し、正しいものを求めるといふことが間違つていっていることになると、一体何を信用していいかわからなくなつてくるのですがね、その点になつてくると何を基準にしてやるかということですね。

○説明員(柴田護君) 御質問の趣旨が実はよくわかりませんが、地方団体で計算をする、計算をする場合の計算の方法、あるいは計算に用ひべき数値というものは、どういふものをとるかという事は、法律にもまぎまつておりますし、総理府令にもまぎまつております。その総理府令にまぎまつておるもの数値に間違いがあるものもあるし、あるいは正しいもので書いたものが間違つていられる場合もあるわけでありませう。それを私たちが、自治庁で検収をいたします場合に一応チェックをいたします。そのチェックでひつかかつたものは全部その際に直しておきます。従いまして、ここに指摘されております間違い以外にまだあるわけがございます。それはそれぞれ私たちが方でその場で検収して直しまして計算しておるわけでありませう。ここに指摘されたものは、その際に誤りの発見できなかつた、あるいは発見されたものも発見しておりまして、あとで直すように、つまり交付税の額をきめましたあとにおいてわれわれの方で発見したもので検査院で指摘されたものもあるわけでございますが、そのわれわれの方で一応誤りがないと考へましたも

のにつぎまして、主としてそういうものにつぎまして、検査院が現地について調べられて、そして現地について数値を突き合されて、たとえば、道路でいいますならば道路台帳の道路面積が幾ら、ところがその道路面積の、道路台帳に載つておられます面積の算定の基礎になつた道路というものはこれこれだ、そのこれこれの幅員が現地に於いてみますと違つておつたと、そういうものもあるわけでございます。そういうものも一々全部調べられて誤りとして指摘をいたしておるわけでありませう。従つて検査院が別に誤つた検査をするということには私はならぬのじゃないかと思ひます。むしろこういう検査をしていただくことによりまして、交付税の計算というものがより正確になつていくと、また特に台帳などの面におきましては、台帳等の整備というものが非常にいい結果をもたらす。私も自身につきましては、もちろんその誤つたものを正しい姿に直すように、検収いたします場合に努力をもちろんいたしますけれども、かたがたこういうふうな指摘をされましたことによりまして、そういう効果もあらうかというふうに考へます。

○委員長(田中一君) 会計検査院に伺います。そうすると自治庁は、地方からきた申請と申しますか、そういうものを一々現地について調べればこういう間違いがなくなるという事は言へませぬか。
○説明員(大澤實君) 私、ただいま委員長おっしゃられる通り、むしろ自治庁において、少くとも道府県分は実地にそれぞれ行かれまして当られればこういう間違いがないのではないかと考へ

たとえ、会計検査院では約十名の職員が、こればかりじゃありませんで、一年間に大体三十四道府県やっております。これ専門にそれぞれの職員が当られれば精確な計算ができるのじゃないか。そうすればその方ではどんだん是正ができていくのではないかと考へる次第であります。
○委員長(田中一君) では自治庁の方では、今、会計検査院が言つていられるような間違いを是正する方法を本年度からとるつもりですか。
○説明員(柴田護君) 従来もやっておりますけれども、会計検査院からのそういうお話もありまして、本年度からは相当身を入れてやりたいと思つております。

○委員長(田中一君) それで人員は、職員は足りるのですか。
○説明員(柴田護君) 現在の職員をもちつていたしましては必ずしも十分とは言へませんが、正直な話を申し上げまして、しかしながら、乏しい職員の間におきまして、仕事は仕事でありまして、何とかやり繰りしたいと考へております。
○青柳秀夫君 ちよつとお伺ひします。会計検査院の報告によりますと、四十二道府県のうち、会計検査院で実地検査されたのは三十四道府県だ、この三十四道府県全部が間違つていた。あるいは過大なものもあるし過小なものもあるが、三十四道府県全部が間違つていた。そうなればこの残りの、四十二道府県のうち三十四だけ会計検査院の方が実地をやられたのでありますから、八道府県というものが残つてい

なつていられるか、自治庁からの御説明を願ひます。
○説明員(柴田護君) 検査院の決定以外におきまして、検査院の指摘された道府県以外につきまして私の方で調べました結果、錯誤を発見いたしましたのが四県ございます。そのほかの県につきましては、私たちの方の検収では錯誤なしということになつております。
○青柳秀夫君 そうしますと、会計検査院では、検査された県全部が間違つていた、自治庁では残りの八つをさされたうちはまあ五〇%、四つだけが間違つていて、四つはよかつたということになるけれども、それで間違いないといふふうな会計検査院ではお考へになりますか。
○説明員(大澤實君) われわれが検査してないところの県のことでありますが、類すから何とも申し上げかねますが、類推解釈をしますれば、行つたところ多少間違いがあるもので、あるいは精密に調べていければ、それも検査して、調べれば間違いがあつたのじゃないかと何ともはつきりしたお答えはいたしかねます。

○青柳秀夫君 これは誤りを摘発するという意味じゃないのでありますけれども、国の権威としても、やはり三四をやられたのが全部間違つていたという場合に、残りの八つがやや疑問でそのまゝになつていっていることには不徹底じゃないかと思つた。これはあとからでもいいから自治庁とも御協力になつて、自治庁の方で御検査になつていられるのでありますから、これは疑うわけではありませぬけれども、しかしこういう

ことははつきりした方が全体の行政と申すのであります。このまゝにされておくと申すことは、やや私まゝ非常に自信が自分ではないのであります。このまゝにされる気であるかどうか、会計検査院に伺ひます。
○説明員(大澤實君) 従来は一年間に見るとは全部見られませんが、計画としましては二年分を、たとえば今年半分見たとすれば、来年見るところは過去にもうすで終つてしまつた分も合せまして見ている次第であります。この検査報告には二十九年度分の間違ひだけが書いてあるのであります。この、ここにあげてある県の中に二十八年度分を検査してなかつたものは、今度のこれと合せて検査した次第でありまして、その分には相当誤りがありまして、その分には二十八年年度分は決算を確定しておりましたので、今さら検査報告に書くのはどうかと思ひまして削除はしてあります。その方は誤りがあります。將來としまして、ある県を見なかつたならば、翌年に行つたならばその年度の分も合せて見ていこう、こういう方針はまあ考へております。

○青柳秀夫君 だんだん交付金というふうなものが増額になつて、三十一年度ではまあ全体では千六百二十七億と非常にまあ予算の上からいって重要な性があるわけでありまして、これは適正に法の定むるところによつて合理的に分配されなければならぬと思ひます。柴田さんから徹底的におやりになるというので安心でありますけれども、一つ会計検査院ともさらに御連絡になつ

て、はつきり軌道に乗って、もう間違いないというときがくればいいのですけれども、こんな報告だと、全部が間違っていたというようなことになる、残りの八つの県も間違っているのではないか、これはまあ指導の上からははつきり間違いを改められた方がいいと思ひまして、何とか差し繰りされてこうはつきりしていただきたい。また後の機会にこれを報告していただきたいという希望を述べまして、質問を終わります。

○委員長(田中一君) これはこの問題につきましては、今日はだいたい出席も少いから、次回までこの審議を延ばそうと思ひます。

もう一つ自治庁に伺いたいのですが、これは別の問題ですが、三十一年度の政令第十三号で地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令を出しておりますが、この政令によつて、三十一年度の公共事業費が大幅に削減されるという府県は何府県ぐらいありますか。

○説明員(柴田護君) 今、再建計画を、再建団体になつてゐる、つまり再建促進特別措置法の適用を受けたという県は、申し込みをいたしておらず県は大体四県ぐらいあります。これの再建計画はまだできておりません。現在再建計画をいろいろ検討中でございますので、そういう県におきまして公共事業費をどれくらい押えるかという計数は出ておりません。はつきりとはわかりませんが、そういう再建促進特別措置法の適用を受けます県におきましては、ある程度公共事業費を圧縮するということが行われるだろうと考へております。

○委員長(田中一君) 私が調べてみますと、大体災害のなかつた県は、前年度よりも相当大幅に減らすと、二割程度に圧縮される府県が多いと思ひます。八割が圧縮されるというようなのは、なほだしい県もあるのじゃないかと思ひます。これはまあ決算委員会の問題じゃありませんけれども、この問題についてこの政令が四月一日から施行されて、四十六都道府県がどのような形になるかということ資料としてお出し願ひたいと思ひますが……。

ではほかに質問がございませぬので、自治庁の審議は次回まで継続いたします。

午後三時四十六分散会

昭和三十一年三月二十七日印刷

昭和三十一年三月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局